

家畜を1頭(羽)以上飼養している人は定期報告が必要です

家畜を1頭(羽)以上飼養している人は、家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、頭羽数と衛生管理の状況を毎年報告することが義務付けられています。

これまでに報告したことがある人には、定期報告様式を郵送していますので、必要事項を記入し提出してください。報告様式が届いていない人は、産業振興課へ連絡をお願いします。

対象家畜

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚(ミニブタを含む)、いのしし、鶏(烏骨鶏、チャボ等を含む)、あひる(アイガモ)、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

※犬、猫、ウサギ、ハムスター、モルモット、インコなどは対象外

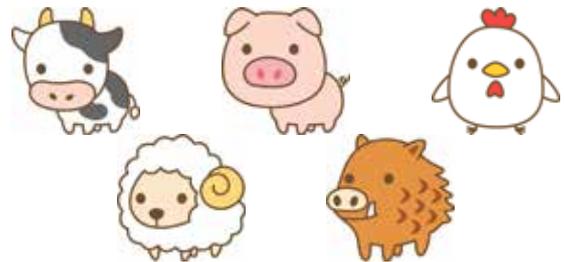
定期報告について

提出場所 役場仮設庁舎2階 産業振興課

提出期限 2月8日(火)

ただし、小規模[■]の場合は2月13日(日)

- 水牛・馬は1頭、鹿・めん羊・山羊・豚・いのししは6頭未満、鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥は100羽未満、だちょうは10羽未満



☎ 産業振興課 農政係

☎ 286 - 3277

熊本県中央家畜保健衛生所 ☎ 0964 - 28 - 6021

20歳になった人へ 国民年金の周知用動画を公開中

日本に住んでいる20歳以上の人は、国民年金に加入し、保険料を納付する必要があります。

日本年金機構では、国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法や手続きなどを、動画でわかりやすく説明しています。ぜひご覧ください。

日本年金機構ホームページ「国民年金加入と保険料のご案内」

URL <https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>

ホームページ中の 「年金制度の案内やメリットの紹介動画」はこちら(国民年金制度とは)から視聴できます。
をクリック

☎ 熊本東年金事務所

☎ 367 - 8144

健康保険課 保険年金係

☎ 286 - 3113



傷病手当金の支給対象期間延長

新型コロナウイルス感染症に感染した(疑い含む)被保険者等を対象とした傷病手当金の支給対象期間を延長しました。

対象期間と対象者

対象期間 3月31日(木)まで

- 対象者
- ・国民健康保険/後期高齢者医療制度の加入者
 - ・新型コロナウイルスに感染(感染疑い含む)したため、勤務できず、給与の一部または全部をもらえない人

要件(全て満たす人)

- ・新型コロナウイルスに感染した、またはその疑いのため療養し、仕事ができず4日以上休んでいる
- ・休んだ期間、給与などの収入がない

☎ 健康保険課 保険年金係

☎ 286 - 3113